

# 新学制の最初の大学入学者選抜における 高校—大学の接続関係について

佐々木 享

## はじめに——課題の限定

本稿では、1949年に実施された第二次大戦後の新学制における最初の国立大学の入学者選抜をとりあげて、大学とその下級学校との接続関係の特徴を、主として大学の入学者選抜の制度の諸側面から解明する。ただしここにいう大学は医学部を含むいわゆる4年制大学をさし、短期大学を含めない。高等学校と短期大学との関係は、接続関係という点では、4年制大学との関係と基本的には同じであるけれども、短期大学の入学者選抜には4年制大学のそれとは別個に考察すべき論点が少なくないからである。

新学制最初の4年制大学は、1948年に私立大学11校、公立大学1校が発足したが<sup>1)</sup>、これらの大学では旧学制の専門学校を移行させる形で発足した場合が多かったと思われ、大学への入学者受け入れの選抜の実態を筆者は未調査なので、別の機会に検討したい。下級学校とその直接の上級学校との接続関係は、直接的には入学者選抜の仕組みに現われる。しかし、下級学校との接続関係に関する従来の研究は、「大学入試」の問題として専ら選抜方法や選抜をめぐる競争の諸問題に集中してきた感がある。本稿では、選抜をめぐる諸問題ではなく、下級学校とその直接の上級学校との教育上の接続関係を検討する<sup>2)</sup>。

新制[同]立大学の最初の入学者選抜は、1949年6月に実施された。[同]立の旧制大学や旧制の高等学校、専門学校等の再編による新制大学の設立を定めた[同]立学校設置法の制定施行が1949年5月31日にずれこんだためである。

『名古屋大学（新制）学生募集要項』によると、この年の同大学教養部第一学年の入学者選抜のための入学試験は以下のように実施された<sup>3)</sup>。なおこの文書の表題が「名古屋大学（新制）云々」と題されているのは、当時はまだ旧制名古屋大学が存続していたからこれと区別するためであった。

以下においては、この『名古屋大学（新制）学生募集要項』を【資料】とする。

【資料】 『名古屋大学（新制）学生募集要項』 昭和二十四年四月

#### 一 入学志願者資格

次の各号の一に該当する者で本年行われた進学適性検査を受けた者

- 1 高等学校（新制）を卒業した者
- 2 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 3 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者
- 4 文部大臣の指定した者

#### 二 募集人員

約七三〇名

「教養部を修了してから進むべき専門学部として本大学には次のような学部と学科が設けられる」として、医学部、工学部、理学部、文学部、法経学部、教育学部とその学科が掲げられている。

#### 三 出願期日

昭和二十四年自五月十三日至五月二十六日

#### 四 出願手続き——省略——

#### 五 入学試験実施の方法

## 新学制の最初の大学入学者選抜における高校一大学の接続関係について

- 1 入学試験は第一次試験と第二次試験に区分して行う
- 2 第一次試験は書類審査として進学適性検査の成績と出身学校長の調査書に基づいて行う  
第一次試験に不合格になった者は第二次試験を受けることができない  
第一次試験に合格した者は六月七日本大学の本部に入学志願票の受付番号を掲示して発表する 別に通知を出さないから志願者は必ず掲示を見に来ること  
第一次試験合格者には発表の際に第二次試験の受験票と受験者心得を渡す
- 3 第二次試験には学力検査と身体検査を行う その科目と期日と場所は次のとおりである

### 学力検査

国語	六月八日
社会（一般社会、東洋史、西洋史、人文地理、時事問題、国史の内一）	六月八日
理科（物理、化学、生物、地学の内一）	六月八日
数学（解析Ⅰ、Ⅱ、幾何の内一）	六月九日
外国語（英語、独語、仏語の内一）	六月九日

場所——省略——

身体検査 六月十日から三日間

六、入学を許可すべき者の発表

——以下省略——

## I 大学の入学者選抜制度からみた下級学校との接続関係

### (1) 個々の大学・学部が実施する入学者選抜による接続

国立大学は各学部の選抜のための学力検査を同じ日に実施するけれども、選抜は学部単位（場合によっては学科単位）で行われる。【資料】は、そのこ

とを示している。入学者選抜を個々の大学の学部単位で選抜を実施するこの方式は、戦前の旧学制の時代から踏襲されてきたもので、下級学校と大学との最も基本的な接続関係の一つであるといえる。

1979年度から国立公立大学では共通第一次試験の制度を採用するに至った。しかしこれによっても、個々の大学・学部が入学者選抜を実施すること自体に変化はなかった。

## (2) 学部への接続——通常の学部

名古屋大学の場合、入学後の授業は教養部で実施されたけれども、その学生の学籍は医学部を含めて学部におかれていいたから、入学者は直ちに学部に入学したといえる。新制大学には予科の制度がなく、この方式で下級学校から学部に接続することが一般的であった。(後述のように、名古屋大学では医学部の場合も学部に接続していた。) この点で東京大学の場合には違つており、入学者の選抜は文科及び理科のいくつかの類単位で実施され、かつ、入学するのは専門学部ではなく教養学部である。

学部が複数の学科に分かれている場合には、入学(志願)者と学科との接続は、最初から学科別に選抜する方式、学部に入学後に専門課程に進む際に学科に分かれる方式など、大学により、また学部により異なっていた。たとえば筆者が入学した東京都立大学では、工学部は前者の方式を、理学部では後者的方式を採用していた。

## (3) 新制大学発足初期の医学部における下級学校との接続関係の場合

①新学制発足初期の高等学校と医学部・歯学部との接続関係は、やや複雑であった。

1947年4月1日に公布・施行された最初の学校教育法の第55条は、「大学の修業年限は、4年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部(「夜間において授業を行う学部」を指している——引用者)については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。」と規定し

## 新学制の最初の大学入学者選抜における高校―大学の接続関係について

ており、医学部・歯学部の修業年限を他の学部と同じく4年としていたからである<sup>4)</sup>。

実際には、4年という医学部・歯学部の修業年限は他の学部とは異なって専門課程のみの年限をさし、医学部・歯学部は教養課程において医学部進学課程を修了した者を受け入れる形で存在していた。医学部進学課程をどこで学ぶかについて法の定めはなく、実際には、大学ごとに異なっていた。すなわち医学部進学課程は、原則としてどこの大学で学んでもよかった。医学部をもたない国立大学をふくめて、多くの大学は理学部の中にたいてい医学部進学課程を開設していたと思われる<sup>5)</sup>。

名古屋大学医学部の場合は、自己の大学に医学部進学課程をおいており、その進学課程修了者を優先的に受け入れていた（名古屋大学の学則は当初から医学部の修業年限を6年としていた）。高等学校と医学部とが直接に接続していたわけである。

東京大学の場合は、教養学部の理科三類が医学部進学課程であったけれども、この理科三類修了者は、東京大学医学部に進学するには、他の大学で医学部進学課程を修了した者に伍して改めて入学試験を受けなければならなかつた。

まとめると、高等学校と医学部・歯学部との接続は、高等学校―医学部進学課程―医学部・歯学部、の2段階になっており、名古屋大学の場合のように、高等学校と医学部進学課程とが直接に接続している大学もあった、ということである。

なお私立大学の医学部・歯学部は、旧学制の時代に予科を設置していたので、その予科を受継いだ自己の医学部進学課程をもっていた。

②この法文上の曖昧さないし複雑さを解消するために、1949年6月1日の学校教育法の一部改正（いわゆる第1次改正）により、大学入学資格を規定する第56条に「医学又は歯学の学部を置く大学に入学し、医学又は歯学を履修することのできる者は、前項の規定にかかわらず、その大学の他の学

部又は他の大学に二年以上在学し、監督庁の定める課程を履修した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。但し、主として薬学を履修するために、大学に入学しようとする者については、この限りではない。」という第2項が追加された。

この法改正により医学部又は歯学部を置く大学は改めて医学部又は歯学部への入学方法すなわち高等学校と医学部又は歯学部との接続関係を定めることが求められた。名古屋大学の場合は、従前通り自己の大学に医学部進学課程を置くこととした<sup>6)</sup>。

③なお、法令上の医学部、歯学部の修業年限が6年とされたのは、1954年3月31日の学校教育法の一部改正（いわゆる第3次改正）からである。

## II 入学資格から見た接続関係

### (1) 進学適性検査

先の〔資料〕が「入学志願者資格」の冒頭に「本年行われた進学適性検査を受けた者」という条件を掲げていたことは注目される。学校教育法に定められた大学入学資格の他に、というより「入学志願者資格」の前提として本年の進学適性検査受験者であることがもとめられている。ここには、この時期の大学入学者選抜の特殊性の一端が現われている。

学校教育法に定められること以外の大学入学者選抜の実施細目を定めることは、基本的には、学校教育法に根拠をもつ教授会の権限に属している。だからといって必ずしも高等学校の制度やその学習の実情を熟知していない個々の大学・学部がいわば気ままに選抜方式を設定しては、下級学校に大きな影響を与える懼れがある。その意味で、法令の定めの範囲内で入学者選抜を円滑に実施するために、文部省が毎年「大学入学者選抜実施要項」を各大学に通知して、大学入学者選抜に関して遵守すべき枠組みを指示することには一定の合理的な根拠がある。

しかし、国公立大学の入学志願者にこの「大学進学適性検査」を必受験と

するについては、上述の意味での合理的な根拠を欠いていたように思われる。考えられる唯一の根拠は占領軍当局からの勧告があつたことだけであろう。すなわち、1948年7月1日の文部省学校教育局の通達（発学第285号）「新制大学其の他同程度の学校志願者に対する進学適性検査について」は、「昭和二十四年度から新たに発足する新制大学及び其の他同程度の学校に入學を志願する者については官公私立を問わず昨年同様進学適性検査を実施するよう関係向きから要請があつたが——後略——」と述べて、この件については占領軍当局からの勧告があつたことを示唆している<sup>7)</sup>。またなおこの「大学進学適性検査」は、新制大学の入学者選抜に初めて導入されたものではなく、1947年の旧制高等学校・専門学校の入学者選抜に際して導入されたものである<sup>8)</sup>。

### 進学適性検査の成績の活用方法

進学適性検査については、入学者選抜の在り方としては検討すべき問題が多い。しかし下級学校との接続関係という点では、入学者選抜に際しての活用方法が問題となる。判明した限り、この進学適性検査の成績の活用方法は大学（学部）ごとに異なり、極めて多様であった。名古屋大学のように第一段選抜に活用する（と公表している）大学も少なくなかった。やや後年の資料であるけれども、旺文社の『大学受験年鑑』1954年版により各大学における活用方法を整理すると、①第一段選抜に活用する（と公表している）大学があった（東京大学、東京外国语大学などではほとんど毎年第一段選抜を実施していた）他、②少なくない大学は進学適性検査の成績を教科科目の学力検査の成績と同様に点数化して、合否判定の資料としていた。その比重は、進学適性検査の成績を学力検査の総合計点と同等にみる大学から、学力検査の1科目程度に扱う大学まで幅広く分布していた<sup>9)</sup>。

### （2）学歴からみた入学資格

元来、大学入学資格については、学校教育法第56条に、大学の入学資格を「高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了

した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は監督官の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。」と定めており、[資料]は、この規定をそのまま掲げたに過ぎない。この学校教育法第56条後段の規定を承けて学校教育法施行規則第69条第2号には高等学校卒業と同等以上の学力ありと認定する学歴等が詳細に規定されている。これを承けて文部省は1948年5月31日の文部省告示第47号「大学入学資格に関する件」で「学校教育法施行規則第69条第2号の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」を13件にわたって指定することを告示していった<sup>10)</sup>。この告示はさらに昭和23年文部省告示第79号（1948年9月28日）により拡充され、「各都道府県において行う新制大学の入学資格を認定する試験に合格した者」という1項目が加えられた。

念のためにつけ加えると、通例の年なら「3月に高等学校を卒業する予定の者」も含まれるところであるが、この年の入学者選抜の実施期日は6月にずれ込んだためにその必要はなかったわけである。

残念ながら、名古屋大学の場合を含めて、個別の大学ごとの受験者の学歴をしめす資料は見当らない。しかし、文部省大学学術局がまとめた『進学適性検査結果報告第2分冊 昭和24年度・昭和25年度』によると、各年度の進学適性検査受験者の受験資格別の内訳は表Iの通りであったことがわかつている。これにより、国立大学受験者の学歴構成の概略を知ることができ。各年度の受験者の資格のくくり方が多少異なっているけれども、およその傾向を知ることはできる。なお、1949年度の統計と1952年度の統計のくくり方はほとんど同様である。

なお本稿の課題に直接には関係しないけれども、各学歴別の平均得点を掲げておく。

新学制の最初の大学入学者選抜における高校—大学の接続関係について

表 I 進学適性検査受験者の受験者の入学資格別内訳（1949, 1950年度）

1949年度		1950年度	
受験資格	標本数(進学適性検査の平均点)	受験資格	標本数(進学適性検査の平均点)
新制大学入学資格認定試験合格	176(24.22)	同左	111(29.46)
新制高等学校卒業(見込)	4,921(22.45)	新制高等学校	7,160(27.19)
		新制実業高等学校	1,128(20.76)
旧制高等学校第1学年修了以上	1,303(28.96)	旧制高等学校高等科	680(36.01)
大学予科・専門部1年修了以上	224(23.30)	旧制大学予科・専門部	41(29.44)
旧制専門学校1年修了以上	1,890(22.22)	専門学校	322(26.36)
高師・教員養成所等卒業・修了	153(26.00)		
師範・青年師範1年修了以上	1,259(19.18)	師範学校・青年師範学校	445(21.95)
旧制高専相当校1年修了以上	53(22.89)	旧制高専相当校	79(27.92)
高学検・専卒検・教員免許状	21(22.90)	検定合格者教員免	4(26.25)
所有その他		許状所有その他	
総計(平均点)	10,000(22.95)		10,000(26.85)
受験者計	113,087		136,219

[注]「進学適性検査結果報告 第2分冊 昭和24年度・昭和25年度」64, 144, 153頁による。

ところで『進学適性検査結果報告』の上記の表は、受験者のいくつかの学歴をまとめて簡略に表示しているので、それぞれの範疇について概略の説明をくわえておく。

#### 新制大学入学資格認定試験合格

この認定試験は、昭和23年文部省告示第47号(1948年5月31日)とその改正告示すなわち昭和23年文部省告示第79号(1948年9月28日)にいう「各都道府県において行う新制大学の入学資格を認定する試験」をさしている。これは、旧学制の中等学校すなわち中学校、高等女学校、実業学校の卒業者及び専門学校入学資格検定規程による資格取得者が、その資格だけでは大学入学資格がないので、こうした者のために設定された制度である。(ちなみ

に、今日大検としてよく知られている「大学入学資格検定規程」は1951年6月22日に文部省令第13号として制定された。)

ところで、この範疇の1949年度の受験者は1.76%，表では省略しているが、実数にすると1,990名に過ぎなかった。旧学制の中等学校すなわち中学校、高等女学校、実業学校を卒業したままで学業を終え、改めて（新制）大学進学を思い立った者の数としては少なすぎる感じがある。換言すると、この制度がよく知られていなかつた疑いがある<sup>11)</sup>。

なおこの認定試験合格の資格は私立大学入学に関しても有効だったと考えられるけれども、事実としては、私立大学の場合は、各大学が独自に、通常の入学試験の前日に大学入学資格検定試験を実施していたことが知られている。しかし管見の限り、私立大学がこの種の認定試験を独自に実施することについての法令上の根拠は明確でない。

#### 新制高等学校卒業（見込）について

1949年度には、「高等学校を卒業した者」が全受験者の半数近くを占め、最も多かった。ここから、新制大学はその発足当初から高等学校からの接続関係が成立していたといえる。しかし高等学校卒業者が半数に満たなかつたところに、この年の大学入学者選抜の過渡的性格が表れていた。

学校間の接続関係という点では高等学校には全日制課程の他に定時制課程が存在し、その卒業資格は対等平等に扱われるべきものとされていることが問題となる。（高等学校には、その発足当初から通信制課程も開設された。しかし当初は、通信制課程だけで高等学校卒業の資格をとることはできなかつた。）また高等学校には、その専攻により、普通教育に関する学科（普通科と略す）と専門教育に関する学科（専門学科）とがあつた（総合学科は1990年代になって、設置された）。その専門学科の大部分は職業に関する学科（職業学科）である。1948年度の『文部省年報』によれば、1949年3月及び1950年3月に新制高等学校（本科）を卒業した者の内訳は表Ⅱのごとくであつた<sup>12)</sup>。

新学制の最初の大学入学者選抜における高校一大学の接続関係について

表II 新制高等学校卒業者の学科別内訳（1949年3月、1950年3月）

(a) 1949年3月卒業				(b) 1950年3月卒業			
	男	女	計		通常の課程	男	女
普通科	69,108	27,419	96,527				
農業科	10,944	459	11,403	普通科	107,272	51,527	158,799
水産科	518	—	518	実業科	61,098	7,695	68,793
工業科	14,503	2	14,505				
商業科	9,898	1,049	10,947	定時制課程			
家庭科	—	2,729	2,729	普通科	13,673	1,946	15,619
外國語科	105	29	134	実業科	9,017	996	10,013
美術科	55	7	62				
音楽科	24	22	46	[注] ここでいう「実業科」は、普通科以外のすべての学科を統括したものである。			
その他	99	16	115				
計	105,254	31,732	135,986				

[注] 1949年3月卒業者については、課程別の内訳は示されていない。

課程、学科の種類に関係なく、すべての高等学校の卒業者に大学入学資格を与えたところに、新学制の最も重要な特徴の一つがある。

しかし残念ながら1949年度の進学適性検査受験者については、高等学校の課程別あるいは学科別のうちわけを示す統計は示されていない。

新制大学の入学者選抜第2年目の1950年度以後については、さきの『進学適性検査結果報告』は、高等学校卒業者を「新制高等学校」と「新制実業高等学校」とに区分して示している。新制高等学校には通常は職業学科と称して工業、農業、商業、水産、家庭に関する学科があり、これを実業科として一括したわけであるけれども、恐らく実数が少なかった外國語などの「その他の学科」もこの中に含まれていると思われる。

これによると、1950年度の新制高等学校卒業者の標本数合計は8,288で、それは全受験者中の約82.9%を占めていた。これが1951年度になる

と、同学歴の標本数合計は23,148で、それは全受験者中の約92.7%を占めるに至った。1952年度には約97.4%となった。旧学制から新学制への転換は、スムーズに進行したといえよう。

ところで、1950年度の進学適性検査受験者中の実業高等学校出身者は、高等学校出身者の13.6%で、全受験者の約11.3%を占めていた。この比率は無視できない大きさであったように思われる。

また1951年度については高等学校出身の受験者の通常の課程（今日の全日制課程）と定時制課程の内訳が示されており、定時制課程からの受験者は普通科と実業科を合わせて、全受験者の3.5%，高等学校出身の全受験者の約3.8%を占めていた。

これら実業高等学校からの受験者あるいは定時制課程からの受験者にとっての大学への接続関係については、後に触れる。

#### 旧制高等学校第1年修了以上

この受験資格については、二つのことが考えられる。旧学制の通常の進学経路でいえば、小学校6年修了の後に進学する旧制中学校の修業年限は5年で、そこから進学する旧制高等学校高等科の第1学年修了までを計算すると、12年の学歴となるので、この考え方を採用したものと考えられる。（旧制高等学校高等科には旧制中学校の第4学年から進学し得た。このいわゆる四修で進学した者は12年の学歴といえば高等学校高等科2年修了となるけれども、旧制中学校を卒業して進学した者を基準としたことになる。）もう一つは、旧制高等学校が1950年度いっぱいに廃止されることになっており、その上、1948年に旧制高等学校高等科に入学した者にとっての旧制高等学校高等科は1949年3月限りで廃止されたことである。

したがって、この「旧制高等学校第1年修了以上」という範疇に属する受験者の大半は1948年に旧制高等学校高等科に進学した者たちだったと考えられる。

この範疇に属する受験者の進学適性検査の成績は、1949,1950年度とも

## 新学制の最初の大学入学者選抜における高校―大学の接続関係について

に飛び抜けて高い。これは、旧制高等学校高等科の入学者選抜が旧学制の諸学校の中で最も激烈であったこと、すなわちこの範疇に属する受験者はすでに一度厳しい選抜を経た者たちであったことに由来していると考えられる。

### 大学予科・専門部1年修了以上

旧制大学の予科や専門部は旧制中学校卒業を入学資格としていたので、この範疇については、とくに説明を要しないように思われる。

### 旧制専門学校1年修了以上

旧制専門学校も旧制中学校卒業を入学資格としていたので、この範疇についてもとくに説明を要しないように思われる。むしろ、旧制専門部を旧制専門学校ではなく大学予科と一括した理由がわからない。旧制専門学校は、旧制高等学校とは違って新学制の発足後も在学者が卒業するまで存続したはずであるけれども、新制大学に入学し直した者はかなりの数にのぼったことがわかる。

### 高師・教員養成所等卒業・修了

高師とは、高等師範学校及び女子高等師範学校をさしている。また教員養成所とは、中等学校教員を養成するための臨時教員養成所等をさしていると推測される。「修了」として学年を特定しなかったのは、男子の学ぶ高等師範学校は旧制中学校卒業を入学資格としていたので第1学年修了で12年の学歴となるけれども、女子高等師範学校は大部分が修業年限4年であった高等女学校卒業を入学資格としていたので第2学年修了まで12年の学歴になるし、「卒業」としたのは臨時臨時教員養成所の場合には修業年限を2年としていた時期もあり、これらの時期の卒業生をも一括したからではないかと推測される。

### 師範・青年師範1年修了以上

師範は師範学校を、青年師範は青年師範学校をさしている。ところで旧学制の師範学校は、従来は道府県立で、中等程度の学校として位置づけられていたけれども、1943年から中学校卒業を入学資格とする官立の専門学校程

度の学校に昇格した。ここでは、この昇格以後の師範学校をさしている。また青年師範学校は、青年学校の教員養成を目的とする学校で、従来道府県立であった青年学校教員養成所が1943年から官立の専門学校程度の学校に昇格した学校である。

#### 旧制高専相当校 1年修了以上

この範疇に属する学校は、ここではいちいち列挙しないけれども、農林省所管の水産講習所、逓信省所管の通信講習所など多数にのぼる。軍関係の学校をも含めていたかも知れない。その他告示の「朝鮮教育令、台湾教育令、在閏東州および満州帝国臣民教育令または在外指定学校規則による学校において前各号の一に該当する者」もこの範疇に入る。

#### 高学検・専卒検・教員免許状所有その他

以上に掲げた以外の範疇に属する有資格者をここにすべて一括したものと思われる。このうち高学検とは「高等学校高等科学力検定試験」を、専卒検とは「専門学校卒業程度検定」試験をさす。後者は読んすぐわかるけれども、前者は大学入学に関して高等学校高等科卒業程度の学力の有無を検定する試験の制度をさしている。

教員免許状所有という範疇は、いちいち説明しないけれども、旧学制では、各種の教員免許状所有者については一定の学力を有する者とみなしていたことに関係している。

#### 女子の扱い

なお〔資料〕から直接に推し量ることはできないけれども、ほとんどすべての新制国立大学は入学資格の点で男女差別をしていなかつたことが注目される。この点での例外は、お茶の水、奈良の両女子大学が入学資格を女子に限定したこと、及び東京、神戸の両商船大学が長らく女子の入学を認めなかつたことである<sup>13)</sup>。

ただし、大学が女子に門戸を開いたのは新制大学になってからではなく、敗戦後、いち早く、1945年12月4日に「女子教育刷新要項」が閣議決定さ

れて、「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化」を方針として「女子ニ対スル高等教育機関ノ開放並ニ女子中等学校教科ノ男子中等学校ニ対スル平準化」を図る方針が決定されていた。これにしたがって、翌46年度から制度上女子の入学を禁止していた（旧制）高等学校をはじめ、専門学校、大学もその入学者選抜において女子にも門戸を開いていた。新制大学は、いわばこの既定の方針を継承したに過ぎないともいえる。

### III 大学入学者選抜の面から見た接続関係

#### (1) 大学入学者選抜の学力検査科目の面から見た接続関係

##### (1) 第一次試験と第二次試験

入学志願者の数がどれだけになるのかを予測できないところに、大学側からみた入学者選抜の難しさの一つがある。[資料]に見られるように、名古屋大学は、最初の入学志願者については、前述の「進学適性検査」の成績と出身校長の調査書とにより「第一次試験」と称する第一段選抜を実施し、その合格者に第二次試験を実施するいわゆる2段選抜の実施を予告していた。この二段選抜は、文部省の『昭和二十四年度新制大学（及び専門学校等）入学者選抜方法の解説（一）』（以下これを『解説』という）も認めており、その際、「第二次試験を受けうるものを入学定員の五倍以上定めなければならない」としていた<sup>14)</sup>。実際には、名古屋大学の場合にはこの第一段選抜は実施されなかった。

##### (2) 学力検査の教科・科目の構成からみた接続関係

[資料]に見られるように、初期の国立大学は、志望する学部学科に関係なく、すべての受験者に国語、社会、数学、理科、外国語の5教科・5科目について同一の学力検査（すなわち科目で同一の試験問題）を実施していた。また社会、数学、理科については、その教科に属する複数の科目の中から1科目だけを選択させている。これについては、若干の説明を必要とする。

教科・科目の種類は大学が恣意的に設定したものではなく、1947年4月7

日の文部省学校教育局長の通達（発学156号）「新制高等学校の教科課程に関する件」により設定された教科・科目の中から選ばれており、当時の高校生は実際にこのような教科・科目を学んでいた。（この「教科課程」は後に「教育課程」と呼ばれるようになる。高等学校については、発足時には、小・中学校の場合とは違って『学習指導要領』が発行されなかつたので、この通達が高等学校学習指導要領の役割を果たした。）

ところで『解説』は、その冒頭に高等教育機関が実施する入学者選抜方法の主眼点として次の3点を掲げていた（2頁）。

（一）高等教育を受けるに最も適応した能力を備えている者を選抜すること。

（二）下級学校の教育を理解し、その円満な発達を助長するような選抜方法をとること。

（三）入学者選抜自体が一つの教育であるから、教育目的に沿うように選抜方針を立てること。

これは、①能力尊重の原則、②下級学校尊重の原則、③教育として扱う原則、とでも要約することができよう。後の年度の「大学入学者選抜実施要項」がその冒頭に掲げるようになるのは①高等学校教育尊重の原則、②能力適性の原則、③公正妥当の原則、というべきものであるから<sup>15)</sup>、この初年度に掲げた原則は、全体として下級学校を尊重すべきだという観点に貫かれていた点で極めて特徴的である。

すなわち、このように、大学入学者選抜における学力検査において、社会、数学、理科についてはこれらの教科に属する科目の中から1科目のみを選択させるとしていたのは、当時の高等学校の教育課程では先の通達にそつてこれらの教科については1科目のみを選択必修としていたからである。換言すれば、定時制の課程あるいは職業学科ではこれらの教科については1科目しか学ばない場合が少なくなかったのであり、大学入学者選抜における学力検査における科目構成はこれらの事情を考慮したものといえる<sup>16)</sup>。

## 新学制の最初の大学入学者選抜における高校一大学の接続関係について

しかし外国語については、別の観点から理解される。すなわち他方先の通達が示した高等学校の教科課程によれば、当時の高等学校では外国語は随意に学ばせる教科で、必修ではなかった。かかる教科について学力検査を実施することにしたのは、大学教育を受けるに足る能力適性を備えた者を選抜するという②の原則、すなわち大学側の要求が認められた結果であると理解される<sup>17)</sup>。

### (3) 入学者選抜の実施期日

[資料] に現われてはいないけれども、国立大学の入学者選抜の学力検査の期日は、この最初の年から1978年度までつまり1979年度から共通第一次試験が導入されるまで、全国立大学を二つに分けて実施していた。この最初の年には、名古屋大学を含むいわゆるⅠ期校の学力検査は6月6日から、いわゆるⅡ期校の学力検査は6月15日から実施された（翌1950年からは、Ⅰ期校は3月初旬から、Ⅱ期校は3月中旬後半から学力検査を実施するようになった。）。これは、国立大学入学志願者には2回の受験機会を与える方式である。国立大学の入学者選抜の実施期日の在り方については、進学希望者も各大学関係者も大きな関心をもっており、しばしば大学入試改革の重要な主題の一つとされた。接続関係という点でいえば、国立大学の学力検査の実施期日を二つに分ける方式は、志願者に2回の受験機会を与えていたことで注目される。しかし高等学校と大学との接続関係にそれ以上の何らかの影響を与えていたとは考えられないで、ここではこれ以上立ち入らない。

### (4) 身体検査

旧学制の時代に長らく「体格検査」と呼ばれていた慣習は、1928年より「身体検査」と改称され、その目的も大きく変化した。「体格検査」は、身体が健全である者を入学させるために実施され、身体に異常のある者を排除する目的で実施されていた。したがって、この検査は、当時の若者に多かった肺結核の罹病者だけでなく、身体障害者の上級学校への進学を阻んでいた。

これに対して「身体検査」は、「結核病、伝染病に特に関心をもって施行さ

れなければならない。それらの病気について、教育を受けたためにかえって不幸な結果を招いたり、学校へ出席して級友にめいわくをかけたりするような者は排除するが、勉学に支障のない程度のその他の一部欠陥等の者は問題としない」とされた<sup>18)</sup>。しかし、実際には、身体に障害があるという理由で排除された者は少なくなかった。

若干の私立学校が旧学制の時代から身体障害者を積極的に受け入れていたことは知られていた。しかし、国公立大学が入学者選抜の段階から身体障害者に特別な配慮をするようになったのは、はるか後年の共通第一次試験が導入されて以後のことである。

結核病を別とすると、初期の大学入学者選抜の身体検査で排除されることが最も多かったのは、平均して男性の5%に達するといわれる人びとの「色盲」「色弱」などと呼ばれた色覚異常であった（女性には比較的少ない）。色覚異常の扱いは、同種の学部でもある大学の学部では不問であるのに、別の大学では不合格とするなど、大学ごとにまた学部ごとに異なっており、しかもその扱いを公表していない大学も少なくなかったので、受験者を悩ませた<sup>19)</sup>。色覚異常者の排除をなくすことは、最終的には1990年代を待たねばならなかった<sup>20)</sup>。

#### (5) 口頭試問（面接）

旧学制下の官立の高等学校、専門学校の入学者選抜では、体格検査とともに、口頭試問を実施することを通例としていた。[資料]にこれに関する記述がないのは、思想差別のおそれがあるとして、1947年度から口頭試問は全面的に廃止されたからである<sup>21)</sup>。

### IV 進学適性検査の成績からみた接続関係

各年度の『進学適性検査結果報告』は、（名称を伏せて）コード番号を付した各大学の大学・学部別入学者の進学適性検査の成績をもまとめており、1949年度、1950年度ともに、旧制大学から移行した大学の入学者の得点が

他のいわゆる新制大学のそれより高いなど、新学制発足の当初からいわゆる大学間・学部間格差が存在したことを見ている<sup>22)</sup>。これらの記述から名古屋大学と推定される大学も特定できるけれども、学部（の名称）構成に疑問が残るので、名古屋大学を含む個別の大学学部ごとの分析は別の機会の課題としたい。

## V 残された課題とまとめ

### (1) 残された課題

#### ①私立大学の場合

新制私立大学の入学者選抜は、文部省が実施する前述の進学適性検査の受験を受験の要件としていなかった（各大学が、学力検査の日程の一部において、独自に進学適性検査を実施した）し、学力検査の教科・科目を3教科・3科目とするなど各大学が独自に設定する場合が多く、同一法人または系列の高等学校からの進学希望者を優先的に入学させる方式を実施していたなど、いくつかの点で国立大学の入学者選抜とは異なっていた。

私立大学の入学者選抜には、こうした独自の問題が少なくないので別の機会に検討することとしたい。

#### ②入学者選抜の学力検査の教科・科目をめぐる高等学校一大学の接続関係の論点

国立大学は当初は、入学者選抜の学力検査の教科・科目を（外国语のみを別として）高等学校における必修の教科・科目に限定していたから、高等学校の側からみた大学への接続関係はスムーズであった。しかしこの同じ事情が大学側に不満をもたらした。結論的なことを指摘すると、1951年度の大学入学者選抜から、この大学側の不満に応える形で、社会、理科、数学については2科目を課すことが認められるに至った。大学が受験すべき科目を指定することは容認されなかったが、大学としては、入学者の学力の面での不均衡、不満はかなりの程度解消されたわけである。しかし高等学校の側から

みると、通常の課程の普通科はとにかくとして、これらの教科については1科目より履修できない（させない）学科や課程があったから、代替措置の不十分さとあいまって、定時制課程や専門学科からの大学進学は著しく不利になつたというほかはない。

新制国立大学の入学者選抜にみられた高等学校と大学との接続関係は、下級学校たる高等学校の教育課程の特殊性に配慮していたということができる。しかしこの意味での高等学校と大学との接続関係は、発足から僅か2年間続いただけで、1951年度からは大幅に転換した<sup>23)</sup>。より詳細な検討は別の機会に譲ることとする。

③前掲の『進学適性検査結果報告』全4冊は、受験者の学歴と国立大学入学者との関係

進学適性検査の成績と各国立大学入学者との関係、受験者の親の職業と進学適性検査の成績との関係など豊富なデータを含んでいる。これらの興味ある問題の分析は、別の機会に譲らざるを得ない。

## (2) まとめ

本稿では、1949年6月に実施された新制国立大学の最初の入学者選抜について、主として下級学校との接続関係の性質を検討した。解明された点は、以下のとくである。

①入学者選抜は、個々の大学、学部（場合によっては学科）単位で実施された。

②新制国立大学の入学者選抜の学力検査の期日は、全国立大学を大学单位でⅠ期とⅡ期に分けて実施された。以後、その組合せに極めて僅かな変更があったものの、国立大学の入学者選抜のⅠ期・Ⅱ期制は、1979年に共通第一次学力検査が導入されるまで、すなわち1978年度の入学者選抜まで続けられた。

③1949年度の新制国立大学への入学志願者は、ほぼ半数近くが新制高等学校卒業者で占められた。しかし入学志願者中に新制高等学校卒業者が占め

## 新学制の最初の大学入学者選抜における高校一大学の接続関係について

る比率は急速に高まり、第2年目には83%，第3年目には93%となつた。

新制高等学校の制度は1948年度から発足したものである。その意味では、旧制中等学校はスムーズに新制高等学校へ移行したといえよう。

④利用した資料から直ちに判明したわけではないけれども、新制国立大学は新学制上の直接の下級学校である新制高等学校卒業者を優先的に入学させたわけではなく、入学資格を有するすべての入学志願者に実施した学力検査の成績等により選抜した。

⑤新制国立大学はほぼ全面的に男女共学制を取り入れ、入学資格の面で女子を差別していなかったことが特記される。この点での例外は、女子のみを入学させた東京及び奈良の両女子大学と、ある時期まで男子のみを入学させていた東京及び神戸の両商船大学のみであった。ただし、両商船大学は規則等により女子の入学を認めていなかったのか、志願者がないために女子がいなかったのかについては、現段階では未確認である。

⑥入学志願者の約半数は、旧学制の種々な学校で12年の課程を修了した者で占められた。ここには、この最初の入学者選抜が過渡的性格をもつことを示唆していた。

⑦新制国立大学への入学志願者は、個々の大学に出願するについて、事前に進学適性検査を受験しておくことが求められた。これは、新制国立大学の初期の入学者選抜の重要な特徴となっていた。しかし、志願者の合否判定に際しての進学適性検査の成績の扱い方は大学ごとに異なっていた。

下級学校との接続関係の性格を左右する学力検査については、以下のことを指摘することができる。

⑧入学者選抜の最も重要な要素となった学力検査の教科科目の構成は、文部省の示した大学入学者選抜実施要項にしたがって、外國語と、すべての高等学校の生徒が履修している専門必修教科である国語、社会、数学、理科の5教科に限られた。しかも、各教科から1科目のみを選択させる方式が採用された。これは、大学が下級学校たる高等学校の教育課程の構造を考慮した

ことを示していた。換言すれば、新制国立大学の入学者選抜にみられた高等学校と大学との接続関係は、下級学校たる高等学校の教育課程の特殊性に配慮していたということができる。

しかしこの方式は、最初の入学者選抜の実施直後から、学力等の実態面から見た接続関係が十分でないとする大学側の不満を惹起し、戦後初期の大学入学者選抜の最も大きな論点の一つとなつた。この問題を検討することは、別稿としたい。

⑨同一大学では文系、理系等の学部（学科）如何に拘らず、同一科目については同一の試験問題を課したことも、新制国立大学の初期の入学者選抜の特色であったといえよう。

⑩身体検査は実施されたけれども、入学資格の面で、少なくとも制度ないし建て前としては身体上の障害の有無を理由とする差別は解消された。その意味では、この面でも下級学校との接続関係は大幅に改善されたといえる。しかし、色覚異常に対する差別の排除を含め、大学が実際に障害者を受け入れるに至るまでにはなおかなりの時間を要した。

## 注

- 1) 1948年度に発足した新制大学は、次の12大学である。かつこの中は、前身校または母体となった学校を示す。  
日本女子大学（日本女子大学校）、東京女子大学（東京女子大学、制度上は専門学校）、津田塾大学（津田塾専門学校）、聖心女子大学（聖心女子学院専門学校）、神戸女学院大学（神戸女学院専門学校）、国学院大学（国学院大学）、上智大学（上智大学）、同志社大学（同志社大学）、立命館大学（立命館大学）、関西大学（関西大学）、関西学院大学（関西学院大学）、神戸商科大学（兵庫県立神戸経済専門学校）。
- 2) 学校間の接続関係については、拙稿「学校間の『接続関係』に関する覚え書き——近代日本の高等教育における入学者選抜制度史研究序説」、愛知大学『文学論叢』第116輯、1998年2月を参照。
- 3) 大学入学者選抜の嘗めにかんする最も基礎的な史料の一つは、文部省が毎年各大学に通知している「大学入学者選抜実施要領」である。しかし『昭和二十四年度新制

## 新学制の最初の大学入学者選抜における高校一大学の接続関係について

大学（及び専門学校等）入学者選抜方法の解説（一）に昭和二十三年九月に通達されたとある（同書、1頁）新制大学最初の入学者選抜に関する「実施要領」は、『近代日本教育制度史料』にも採録されておらず、筆者未見である。

ここに紹介する『名古屋大学（新制）学生募集要項』は、筆者が名古屋大学在職中に大学史編纂に關係したおり、筆者が入学者選抜に關心をもっていることを理解していた編纂事務局の方が史料を探索するなかで発見されたものである。

この種の資料は意外に少なく、たとえば1949年に新制大学を発足させた愛知大学においても、愛知大学史編纂事務室によると、現在発見されている最も古い学生募集要項は『昭和26年度 入学案内』という冊子に収録されているものである。

- 4) 筆者はかつて「特別の専門事項を教授研究する学部」を医学部・歯学部をさしていると理解していたけれどもこれは間違いで、商船大学を指すものとされていた。天城煦『学校教育法逐条解説』1954年、学陽書房、200頁。
- 5) この方式が実施されたので、当時の国立の唯一の医学・歯学の単科大学である東京医科歯科大学のように、自校に教養課程をもたない大学もあり得たわけである。同大学は、医学部が6年制となってからしばらくは、入学者選抜と教養課程の教育を千葉大学に依託して実施していた。珍しい事例である。
- 6) この項については『名古屋大学五十史通史二』（1995年）305頁以下を参照。
- 7) 『近代日本教育制度史料』第26巻、1958年、256頁。  
腰越滋は、占領軍からの推奨の他に、文部省がこの勧告に反発せずに適性検査の導入を受け容れた背景には、戦中戦後の中等学校がとともに教育を実施できる状態になかったことにかんがみ、何らかの改革を考慮せざるを得ない情況にあったと指摘している。腰越滋「進学適性検査の廃止と日本人の階層組織化の規範——適性が努力か——」『教育社会学研究』第52集、1953年、179頁。
- 8) 1947年度には「知能検査」と称して実施され、1948年度から「進学適性検査」と改称した。これら検査の実施の経過は、文部省大学学術局編『進学適性検査結果報告』（全4巻。大空社から復刻されている）に詳細にまとめられている。
- 9) 拙稿「大学入試の歴史（第23回）進学適性検査の廃止と二次試験方式の登場」『大学進学研究』第63号、1987年7月、55～57頁。
- 10) 『近代日本教育制度史料』第26巻、254頁以下に収録されている。
- 11) たとえば、筆者の友人S氏のお姉さんは、この制度の存在を知らなかつたらしく、高等女学校（5年制）を卒業した後、その資格で1949年に東京芸術大学音楽学部を受験したとのこと。そして試験には合格した。ところが大学は志願書を受理し、受験させたにもかかわらず、合格発表の前になって貴姉には受験資格（法令が要求している学歴）がないので入学させることができない、といわれたという。同氏のお姉さんはやむなく、授業料を納めてくれば1日も登校しなくても卒業させてくれるという私立N新制高等学校に編入し、翌年再び受験して合格して無事入学したとのことである。認定試験の制度が設定されていたことを知らなかつたために起こった悲劇（喜劇？）であったといえよう。
- 12) 1950年度から『学校基本調査』が公表されるようになった。同『調査』によると、

1950年3月の 新制高等学校卒業者は235, 224名で、『文部省年報』のそれより54名多い。しかし同年度の『学校基本調査』には通常の課程と定時制課程の内訳がないので、ここでは『文部省年報』の数値をとった。

- 13) 今日の東京商船大学は、他の国立大学とは異なって1949年11月30日の法律第226号「国立学校設置法」の一部改正により、既設の東京商船学校及び海務院を包括して「商船大学」として設立された。学生は1949年4月にさかのぼって入学したものとされた。また設立当初の商船大学は運輸省の所管で、翌50年4月1日より文部省所管となった。『東京商船大学百年史』(403頁以下)に記載された設立当初の学則(設置にさかのぼって、1949年11月30日から施行された)によると、入学資格を男子に限る旨の規定は見えない。同大学が「東京商船大学」と改称したのは1957年4月1日からである。

大学に尋ねたところ、発足当初は学生募集要項に「男子〇〇名」と明記してあったので、女子はとたとえ応募しても門前払いだったろうとのこと。この時期に女子はダメなのかという問合せはあったらしい。学生募集要項からこの「男子」の文字を取り去ったのは1979年(昭和54)年の学生募集からで、これにより1980年4月に最初の女子学生4名が入学した。これ以後は毎年女子の入学者があるとのこと。

他方、神戸商船大学は、1952年5月26日に議員立法による「国立学校設置法」の一部改正により設立され、同年度から入学者を迎えた。同大学が女子学生を入学させたのは1982(昭和57)年4月からであった。

- 14) 文部省『昭和二十四年度新制大学(及び専門学校等)入学者選抜方法の解説(一)』14頁。以下ではこれを『解説』と略す。
- 15) 文部省が毎年全国の大学に通知する「大学入学者選抜実施要項」は、その冒頭に大学入学者選抜の基本原則とも言うべき原則を掲げている。三つあるので大学入学者選抜の3原則といつてもよい。時期により文言は少しずつ変化しているけれども、1974年以後の主要な内容は、①高等学校教育尊重の原則、②能力適性の原則、③公正妥当の原則、というべきもので構成されている。詳しくは拙著『大学入試制度』(1984年、大月書店)8頁以下を参照。
- 16) この点について『解説』は、次のように述べていた。前掲『解説』27頁。「また学校側においても、たとえば理科を出題する場合には、これに属する四教科すなわち物理・化学・生物・地学の問題を必ず出さなければならない。たとえば機械科・電気科・建築科等の学科を有する新制大学工学部において、理科の学力検査問題には従来の観念からすれば、生物は必要がないと考えられるかも知れないし、またここに志願する者は皆物理を履修していると考えられるかも知れない。しかしこれは勝手な想像であり、独断であって、志願者の中には物理を履修していない者もあり、理科として生物だけを履修して来た者もあって、この教科の選択についてまだ特別の指導もしていない現状であり、又理科の中の一教科をまとめて履修して理科的な物の考え方や取扱い方を会得するのが新制高等学校の選択制度であるから理科の学力検査問題として物理だけを出題したり、特に生物を省いて、出題するようなことがあってはならない。

## 新学制の最初の大学入学者選抜における高校一大学の接続関係について

以上は例をあげて説明したので、他の教科群に対しても同様である。』

- 17) 高等学校の教科課程では選択制とされていた外国語を、大学入学者選抜における学力検査の必須教科としたことについては、若干の疑問を差し挟む余地がある。この時期の大学は、大学設置基準にしたがって学生に二つの外国語を履修させていた。第一外国語を英語とした場合、第二外国語は初めて学ぶものである。第3年次になると、その第二外国語で原書講読させるような例もある。このことは、大学に入ってから外国語を学んでも差し支えないことを示唆している。

実際、入学者選抜に際して複数の外国語から選択させている大学では、少数にせよ英語以外の言語を選択する受験生がいる。この経路を経て入学した学生には、英語は第二外国語だから、全くの初步から英語を学ばせる必要があるはずである。このように考えると、外国語を大学入学者選抜における学力検査の必須教科とすることについては、疑問を禁じ得ない。この措置についての唯一の合理的な説明は、現実には外国語を課さない高等学校はほとんど存在しないということだけである。(なお大学入学資格検定では、外国語を修得しなくても大学入学資格を取得できる。)

- 18) 前掲『解説』36頁。  
19) 当時の受験雑誌たとえば『萤雪時代』誌の読者相談の欄では、毎年、繰り返し「色盲」「色弱」の扱いに関する問い合わせが見られる。  
20) 高柳泰世『つくられた障害「色盲」』1996年、朝日新聞社。  
21) 前掲『解説』36頁。  
22) 『進学適性検査結果報告第2分冊昭和24年度、昭和25年度』90、188頁。  
23) この転換については、筆者による「大学入試の歴史（第18～21回）学力検査科目をめぐる確執」『大学進学研究』第56～60号（1988年7月～89年3月）がある他、細金恒男の修士論文（早稲田大学大学院文学研究科）がある。

[付記] 本稿は、平成11年度科学研究費補助金を受けた基盤研究（C）「職業教育の中等後・高等教育段階への移行に関する日米仏比較研究」（研究代表者横尾恒隆）の分担研究の成果の一部である。